

## 介護保険料 普通徴収に係る暫定賦課の廃止について

※ この変更は、65歳以上で 納付書払い 又は 口座振替（普通徴収）の方が対象です。

年金からの天引き（特別徴収）の方については、変更ありません。

（これまでどおり、4・6・8・10・12・2月の年6回です）

介護保険料の賦課について、年度当初においては保険料の算定に用いる当該年度分の合計所得金額等が確定していないため、普通徴収に係る4月、5月及び6月末の納期分の保険料は、前年度の保険料額に基づき算定した額を暫定賦課しています。現在のところ介護保険料の納期は毎月で年12期ですが、暫定賦課を廃止し納期を7月から翌年3月までの9期とします。

### 良くなること

- ◎ 保険料の通知が年1回になり、保険料の賦課が分かりやすくなります。  
（所得の修正申告や資格得喪等により保険料に変更がある場合を除きます）
- ◎ 通知の印刷料や郵送料が削減されます。  
（平成28年度当初予算での試算では約43万円の経費が削減されます）

### 気になること

- ◎ 納付回数が年12回から年9回になるため、1回に支払う額が増える…  
⇒ 1回に支払う保険料額は増えますが、  
年間で支払う保険料額は変わりません。
- ◎ 4～6月の保険料収入が無いいため、年度当初の財政収支が懸念される…  
⇒ 暫定賦課の廃止による影響額は、介護保険事業特別会計の  
全体収支からみると大きな影響はありません。